

調査事項に係る検討の方向性

① 企業構造の事前把握で把握すべき調査事項と事業所ごとの調査で把握すべき調査事項の整理

経済センサス - 基礎調査の調査結果は、ビジネスレジスターの基盤情報として利用されることになり、また、事業所を対象とした産業関連統計調査における母集団情報として活用されることになる。このため、ビジネスレジスターへの収録事項は、各種統計調査のフレームとして、重要な役割を持つことになり、基礎調査を実施するに当たっては、企業構造を事前に把握すべき調査事項と、企業構造の事前把握の結果得られた情報を基にした事業所ごとの調査において把握すべき項目を整理する必要がある。特に、企業において事前把握を実施し、その後実施する事業所ごとの調査において、傘下支所事業所に関する情報を正確に把握できるように考慮する必要がある。

② 調査対象を踏まえた調査事項の検討

平成 25 年に実施する企業構造の事前把握については、予算的制約もあることから、傘下支所事業所を保有する企業の本社等を対象としている。基礎調査の目的の一つとして、事業所・企業を対象とした統計調査の母集団情報の提供があるが、単独の企業については、資本金等の企業構造に係る基本的事項を把握することができない。また、平成 26 年に実施する事業所ごとの調査で調査員が新設事業所を捕捉し、当該事業所が企業であった場合も把握できない。そのため、以下の調査事項については、母集団情報の提供という観点から事業所ごとの調査で把握することが望ましいと考える。

- ・ 資本金等の額及び外国資本比率
- ・ 決算月
- ・ 持株会社か否か
- ・ 親会社の有無等
- ・ 子会社の有無等

③ 記入者負担を考慮した調査事項の検討

平成 25 年に実施する企業構造の事前把握では、記入者負担を考慮し、可能な限りプレプリントを行ったうえで確認票を配布する予定である。このうち、確認票イメージの「5 支所、支社、支店情報」については、傘下支所事業所全てについての記載をお願いすることとなる。この場合、傘下支所事業所数が多い企業については、1 事業所ずつ確認していくことになるため、可能な限りプレプリント項目とすることで、記入者の負担を減らすこととしたい。また、本社等において全て記載等可能であるか事前の検証が必要になることから、試験調査における記入状況や企業ヒアリングを行いながら、事業所ごとに把握すべきか、本社等から把握すべきか判断する必要がある。

④ 実際に本社等で把握している調査事項であるかの検討

企業構造の事前把握では、企業における本社等において、傘下支所事業所の改廃・新設状況等の情報を的確に把握し、平成 26 年に実施する事業所ごとの調査で使用する事業所名簿へ正確に反映することを目的としている。このためには、当該企業グループの本社等において、実際に把握可能な調査事項であるか明確にする必要がある。例として、傘下支所事業所における臨時の従業者数など、傘下支所事業所でなければ把握が困難な情報を本社等において記入することは、現実的ではないと思われる。一方、傘下支所事業所における正規雇用者数については、企業グループの本社等において把握可能な支社情報として整理可能か、実地に検証する必要がある。

このため、企業ヒアリング等を通じて、実際に本社等において把握可能な調査事項かどうかを見極め、企業構造を把握するために必要な情報として検討する必要がある。

⑤ その他（各種コード、年間売上高の把握等）

企業を特定するコード、番号等の類については、母集団情報の整備を効率的に実施するために把握することとしている。確認票イメージにある「金融機関コード」については、金融業に付与されているものであり、産業が限定されていることから、インターネット等他の情報から引用することも可能であるが、母集団情報の整備において、企業を特定する情報として有用な情報であると考えられることから、確認票の項目とする方向で検討を進めるものとする。

「EDINETコード」についても、有価証券報告書から引用可能な情報ではあるものの、母集団情報の効率的な整備に寄与する可能性があることから、確認票において把握する情報として検討を進めるものとする。

また、ビジネスレジスターと連動し、事業所・企業の活動状況の概要の把握や、他調査への補定情報、結果の検証等に資するため、企業・事業所の年間売上高を把握することについて検討を進める必要がある。